

インターライ方式ケアアセスメントクラウドサービス 料金規定

特定非営利活動法人ASP・SaaS・クラウドコンソーシアム（ASPIC）はインターライ方式ケアアセスメントクラウドサービス料金規定（以下、本料金規定といいます）を以下のとおり定めます。

第1条（サービス料金）

介護事業所単位のサービス料金

（1）ケアアセスメントを受けた人数が 40 名未満	2,400 円／年
（2）ケアアセスメントを受けた人数が 40 名～80 名未満	3,000 円／年
（3）ケアアセスメントを受けた人数が 80 名～120 名未満	3,600 円／年
（4）ケアアセスメントを受けた人数が 120 名～160 名未満	4,800 円／年
（5）ケアアセスメントを受けた人数が 160 名～200 名未満	6,000 円／年
（6）ケアアセスメントを受けた人数が 200 名～400 名未満	7,200 円／年
（7）ケアアセスメントを受けた人数が 400 名～600 名未満	9,600 円／年
（8）ケアアセスメントを受けた人数が 600 名～800 名未満	12,000 円／年
（9）ケアアセスメントを受けた人数が 800 名～1000 名未満	14,400 円／年
（10）ケアアセスメントを受けた人数が 1000 名～1200 名未満	15,600 円／年
以下、同様に 200 名刻みで 1,200 円増	

第2条（初期設定料金）

アカウント（アセスメント実施者）の1登録につき、3,000円

第3条（料金の計算方法等）

次のとおりとします。

- （1）料金は介護事業所単位の毎年4月1日を基準として1年分を前払いとします。
- （2）4月1日の年間サービス料の決定は、直前の10月1日～3月31日（以下、下期という）に実際にケアアセスメントを受けた人数（以下、利用状況という）に基づき第1条（サービス料金）により年間料金を決定します。
- （3）最初の利用申し込み時の介護事業所単位の年間料金は、当該事業所のケアアセスメントを受ける予定人数の申告に基づき第1条（サービス料金）により決定します。
- （4）上期に利用開始の場合は1年分の料金を、下期利用開始の場合は年間料金の半額を利用開始時に前払いとします。

第5条（料金の精算）

前払いされた年間料金については、サービスの利用状況により料金精算をするものとし、4月1日～9月30日（以下、上期という）の利用状況に基づき10月1日に上期の料金精算を行い、10月1日～3月31日（以下、下期という）の利用状況に基づき4月1日に下期の料金精算を行います。

第6条（料金の返戻等）

介護ソフト会社が行う利用契約解約の場合は、上期に解約の場合は前払い年間料金の半額を返戻し、下期に解約の場合は返戻はないものとします。

2 ASPICが行う利用契約解約の場合は、その理由の如何にかかわらず、料金の返戻はないものとします。

第7条（料金規定の変更）

ASPICは、本料金規定を予告なく変更することがあります。この場合にASPICは当該変更の対象となる介護ソフト会社に対しその内容を告知あるいは通知するものとします。ただし、この告知あるいは通知が到達しない場合であっても、変更後の料金規定が適用されるものとします。

制定日 平成24年3月16日

